

公務員(共済組合員)の皆さまへ (国民年金第2号被保険者)

ご存知ですか?

iDeCo の

イデコ

イデコちゃん



3段階の税制メリット

ハッピーエイジング401kプラン

メリット
1

掛金全額が所得控除の対象です

課税所得※1	所得税・住民税 合計税率	税制メリット(年間)※2
		iDeCoの年間掛金(月額) 24万円(月2.0万円)
～ 195万円以下	15%	3.6万円
195万円超～ 330万円以下	20%	4.8万円
330万円超～ 695万円以下	30%	7.2万円
695万円超～ 900万円以下	33%	7.9万円
900万円超～1,800万円以下	43%	10.3万円
1,800万円超～4,000万円以下	50%	12.0万円
4,000万円超～	55%	13.2万円

公務員・私学共済加入者の場合、
年間掛金上限額

24万円 (月額 2.0万円)
全額が所得控除の**対象**です。



たとえば、課税所得500万円の方が月
額掛金 2万円を拠出した場合・・・

※2
約7.2万円の
税制**メリット**となります!

所得控除を有効に活用し老後に備えましょう!

個人払込(個人の預貯金口座から引落)の場合、年末調整で
手続きをすることで、掛金全額を所得控除することができます。

※事業主払込(給与から天引き)の場合は、お勤め先が給与などの金額から確定拠出年金
の掛金額を控除して源泉徴収額を計算する為、手続きは不要です。

年末調整のイメージ

種 別	あなたが本年中に支 払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	円
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	144,000
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円
合 計 (控除額)	円

※1 給与所得者の課税所得の計算例

課税所得=給与収入-給与所得控除額-社会保険料控除と基礎控除などその他の控除額の合計額

※2 税制メリット額=年間掛金×所得税・住民税の合計税率(住民税率は所得に関わらず一律10%)1,000円未満切捨て表示。

(例) 14.4万円×30%=約4.3万円

なお、平成25年から令和19年までの各年分の確定申告においては復興特別所得税(原則としてその年分の基準所得税額の2.1%)が
所得税に加算されます。上記税制メリット額は復興特別所得税分を反映していません。

損保ジャパンDC証券株式会社は「個人型確定拠出年金 ハッピーエイジング401kプラン」の運営管理業務を行っています。
受付金融機関では同商品の受付業務を行います。

本チラシはiDeCoの概要を説明したものです。

詳しい内容につきましては、ハッピーエイジング401kプランパンフレットなどをご覧ください。

メリット 2

運用益が非課税です

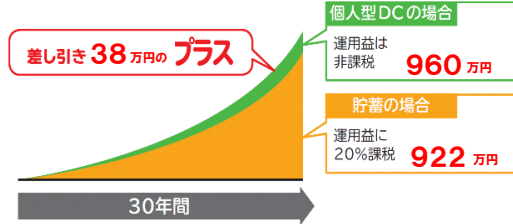
利子や分配金などの運用益に対する
所得税・住民税がかかりません。
一般の貯蓄などと比べて有利に運用できます。

<モデルケース>
月額2.0万円、期間30年間

モデルケースの前提条件

- ①貯蓄：年平均利回り2%、利子課税毎年20%控除
- ②iDeCo：年平均利回り2%、加入手数料2,829円、月間手数料473円

※右記の残高はあくまでも一定の条件に基づき試算であり、受取額を保証するものではありません。
また、特別法人税・法人住民税および給付時の課税に関して考慮していません。



メリット 3

受取時は税制面で優遇されます

老齢給付金受取時は課税の対象となりますが、受取り方によってそれぞれ税制優遇があります。

年金で
受け取り

雑所得（公的年金等）として課税され、
公的年金等控除が受けられます。

一時金で
受け取り

退職所得として課税され、
退職所得控除が受けられます。

老後の備えは
大丈夫ですか？

ゆとりのある
老後の生活費
月額37.9万円必要※1

不足額
約14.9万円/月

夫婦2人分の
公的年金額 ※2
約23万円/月

ゆとりある生活のためには公的年金だけでは
年間約179万円の不足！

公的年金の支給は65歳からです。

※1 生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」より
※2 厚生労働省「令和6年度の年金額改定について」より
「夫婦2人分の公的年金額」（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）は、平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

<ご加入にあたってご理解いただきたい事項>

- ・加入する際に選択できる金融機関は1社のみであり複数の金融機関で加入できません。また、加入者ご自身が加入資格を満たしている必要があります。
- ・掛金は加入者ご自身の判断において運用します。また、運用結果次第では受給額が掛金総額を下回ることがあります。
- ・老齢給付金は原則60歳からの受給となりますが、60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合は、当該期間に応じて受給開始年齢が61歳から65歳まで順次遅くなります。通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が加入者となった場合、加入者となった日から5年を経過した日より老齢給付金を請求することができます。
- ・原則として制度からの脱退（解約）や資産の中途引出はできません。
- ・加入後は、掛金または個人別管理資産残高から口座管理手数料などが差し引かれます。
- ・掛金から、口座管理手数料などが徴収されるため、掛金全額が運用商品の買付に充当されるものではありません。
- ・掛金の引落は第1号・3号被保険者は60歳、65歳未満の第2号被保険者・任意加入被保険者は65歳、公的年金の受給権を有しない65歳以上の第2号被保険者は75歳の誕生日で終了し、その後は運用指図者として受給終了まで運用のみ行います。また、事前に指定した月（年に1回以上）に掛金を納付する場合は、資格喪失月を含む拠出区分の掛金は拠出できません。
- ・掛金の払込を停止、もしくは資格喪失により運用指図者となっても、受給終了まで口座管理手数料などが個人別管理資産残高から差し引かれます。
- ・掛金の納付は毎月定額もしくは、事前に指定した月（年1回以上）に行うかのいずれかを選択できます。また、掛金の前納・追納はできません。掛金の納付方法が個人払込の場合は口座振替に限られます。
- ・加入者ご本人の申出がなくとも、他に確定拠出年金の口座がある場合は、その口座の資産が本口座に移換されることがあります。またその場合、移換金に対する配分割合の指定を行わないと掛金の配分割合が移換金にも適用されます。
- ・掛金を払い込む手続きを行う場合、口座開設後にアンサーネット・アンサーセンターにて配分割合の指定を行う必要があります。所定の期間内に配分割合の指定を行わなかった場合はあらかじめ提示された運用商品が購入されます。

上記の税制メリットなどはあくまで仮定に基づき試算したものであり、お客さま個々の条件によって結果は異なります。したがって、結果を保証するものではありません。詳しくは専門家にご確認ください。

<運営管理機関>



損保ジャパンDC証券株式会社

<受付金融機関>



君津信用組合